

第 1 1 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成22年 5月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市開発審査会（以下「開発審査会」という。）より出された平成22年 5月20日付け裁決書について、その裁決までの開発審査会における議事内容の分かる文書の公開請求を行った。

2 同年 6月11日、実施機関は、上記の公開請求に対して、第 115回開発審査会議事録の第 771号議案部分及び第 116回開発審査会議事録（以下これらを「本件議事録」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件議事録に記載されている個人名及び個人を特定できる情報（以下「本件個人情報」という。）については、個人の意識に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 4号に該当

開発審査会の議事のうち非公開で行われた次の部分の議事録（以下「本件非公開議事録」という。）については、市の機関の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるため。

ア 第 115回開発審査会議事録の第 771号議案部分

イ 第 116回開発審査会議事録のうち、公開口頭審理以外の部分

3 同月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 意思決定の過程を公開することで、中立性が不当に損なわれるとは考えられない。むしろ、非公開であることの方が、中立性を証明できない。議論が深く行われたことを公開し、開発審査会の役割を積極的に公表して、説明責任を果たすべきだと考える。

(2) 公開審査において録音が禁止され、記録の取り様がない状況を作り、議事録を公正なものとしているが、公開された本件議事録を確認すると、事実を正確に記録していない。非公開議事録も記録ではあるが、中立性が担保されたものかどうかは疑問であり、中立性の確保という理由は存在しないのではないか。

(3) 最も簡単な方法で中立性を確保する手段は、事実をつまびらかにすることではないかと思う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求に対する裁決に関する議題については、口頭審理に関する部分を除き、会議を非公開としている。非公開の会議について、その議事録を公開することは、会議の非公開理由である「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことになると考える。

2 審査請求に係る開発審査会の議事録は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に規定されている、市の機関の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報に該当すると考えられるので、非公開とすることを決定したものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件議事録のうち、本件個人情報条例第 7 条第 1 項第 1 号に、また、本

件非公開議事録が同項第 4号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 開発審査会に係る議事録について

開発審査会の審査請求に係る議事は、事案の整理、公開口頭審理、審議と進められ、議事録はその会議の開催ごとに作成されている。

名古屋市開発審査会運営規程によれば、審査請求に対する裁決に関する案件を議題とする場合は、口頭審理を除いては、個人の財産等通常他人に知られたくないと認められる情報を含んだものであり、公開することにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから会議を非公開とされている。これは、審査会開会日の審理について規定したものであって、このことが直ちに議事録の非公開を意味するものではなく、当該規程上、議事録の写しは、非公開情報に関する部分を除き、閲覧に供するものとされている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件個人情報、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件個人情報は、具体的には、開発審査会に対してなされた開発許可申請に対する許可処分を取消しを求める審査請求（以下「別件審査請求」という。）の審査請求人の氏名及び肩書であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

次に、本件個人情報を公開すると、当該個人が審査請求を行った事実及び別件審査請求に関する意見の陳述者が明らかとなる。そのようなことは、

一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) したがって、本件個人情報、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性

次に、当審査会は、本件非公開議事録が、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件議事録には、委員名と併せて開発審査会での発言内容が記載されており、行政内部における審議、検討に関する情報に該当すると認められるが、別件審査請求は既に裁決がなされており、同項第 1 号に該当する本件個人情報を除けば公開可能とも考えられる。

しかし、開発審査会は同種類別の審査請求に係る審議を今後行う機関であることから、本件非公開議事録を公開することは、別件審査請求だけでなく、今後発生する案件の審議に対する影響も勘案する必要があるといえる。

さらに、開発審査会は審査請求に対する裁決をするに当たっては、委員間で各々の分野に関し識見と専門的な知識に基づいて議論を尽くし、意思決定を行うのであり、そこでは準司法的作用を営む機関としての機能を果たすことが期待されていると考えられる。よって、開発審査会がその機能を果たすためには、審議の過程で委員による意見交換及び議論が何らかの干渉を受けることなく、率直に行われることが必要不可欠であり、また、その意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを極力排除する必要がある。

(3) これらのことから、本件非公開議事録を公開することは、委員の発言が事後に当該委員個人への非難につながることを避けようとするといった委員の心理的委縮を招き、今後の開発審査会の審査請求に係る審議において率直な意見の交換を行うことの大きな妨げとなり、将来の同種類別の審査請求に係る審議に重大な支障を及ぼすおそれがあるというべきであって、

意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

なお、本件議事録には発言内容とともに委員名が記されていることから、委員名のみを非公開とすることによっても、これらのおそれを回避することが可能であるとも考えられる。しかし、都市計画法（昭和43年法律第100号）において、開発審査会の委員は、専門分野ごとにすぐれた経験と知識を有する者のうちから任命するとされている。したがって、開発審査会の委員の発言はその専門性に基づいたものであり、発言内容により発言した委員を推測することが可能であるから、委員名を非公開とすることのみでは足りないといえる。

(4) したがって、本件非公開議事録は、条例第7条第1項第4号に該当すると認められる。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 6月28日	諮問書の受理
6月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月26日	実施機関の弁明意見書を受理
7月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月17日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
10月12日 (第118回審査会)	調査審議 異議申立人及び実施機関の意見を聴取
11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
平成23年 1月11日 (第121回審査会)	調査審議
2月 4日	答申